

都市税財源の充実確保に関する重点提言

地方分権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、国は、特に次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方交付税の総額確保と法定率の引上げ

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、住民生活や経済活動に甚大な影響が生じるなど、地方税財政を取り巻く環境は、厳しい状況となっていることから、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、デジタル化の推進、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。

(2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

(3) 基準財政需要額は、地方公共団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることから、その算定に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、各都市自治体の実態をよりの確に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

2. 地方税の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する

観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

特に、令和3年度における土地に係る税額の据置措置は臨時・異例の措置であり、令和3年度限りとするとともに、令和4年度以降は、負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を確実にを行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策や、生産性革命の実現などの政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。更なる対象の拡充は断じて認められず、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (3) ゴルフ場利用税については、税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。
- (4) 軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の確保

- (1) 新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るため、都市自治体において、新たな対策やきめ細やかな行政サービスを実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を図るなど、十分な地方財源を確保すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症により、住民生活や地域経済は未だ甚大な影響を受けており、その対策には国と地方が協力していく必要があることから、臨時財政対策債の資金については、財政融資資金などの公的資金によ

り確保すること。

- (3) 都市自治体の資金繰りに支障が生じないように、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、必要な場合には適切な措置を講じること。
- (4) 特別交付税の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響にかんがみ、個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細やかに聴取し、的確に反映すること。

4. 地方創生の実現に向けた財源の充実

- (1) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。

また、算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

- (2) 都市自治体が地域の実情に応じた息の長い取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方創生推進交付金等の所要額を確保すること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。

- (3) 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化等の取組に対し、国としても、更なる公共施設マネジメントの促進を図る観点から、各都市自治体の本計画の見直しを支援するとともに、都市自治体が計画的に公共施設等の適正管理に取り組めるよう、令和3年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債については、期限を延長するなど十分な財政措置を講じること。

5. 国庫補助金等の補助単価等の適正化

都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう補助率、補助単価等を実態に即して改善し、必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。